

議案第12号

西脇市立西脇病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

西脇市立西脇病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月25日

西脇市長 片 山 象 三

(理 由)

人間ドック・健診オプション検査の充実を図るため。

西脇市立西脇病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

西脇市立西脇病院使用料及び手数料条例（平成17年西脇市条例第 117号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の規定を掲げる欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
種別	料金	種別	料金
別表第2（第4条関係） その他の使用料			
（略）			
子宮がん検査	5,500円	子宮がん検査	5,500円
経膈エコー検査	5,500円	子宮がん検査とセットで受診する場合に限る。	
（略）			
胃がんリスク検査	3,300円	胃がんリスク検査	3,300円
婦人科系腫瘍マーカー検査	3,300円	ピロリ菌抗体・ペプシノゲン検査 CA 125（卵巣・膵臓）・CA15-3 （乳房・卵巣）検査	
（略）			
肺機能検査	2,200円	肺機能検査	2,200円
甲状腺エコー検査	3,300円	肺活量検査	
甲状腺ホルモン検査	2,200円		
睡眠時無呼吸検査	7,700円		
H1V検査	2,200円		
梅毒検査	2,200円		
（略）			

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。